

大田区環境基本条例を公布する。

平成 22 年 3 月 18 日

大田区長 松 原 忠 義

大田区条例第 16 号

大田区環境基本条例

私たちの生活は、これまでに経験したことがないほど豊かで便利になった。一方、経済成長に伴う都市化、生活様式の変化は、自然環境にも大きな影響を加え、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、ヒートアイランド現象などのさまざまな環境問題を引き起こしている。これらの環境に対する負荷の原因は、産業活動から日常生活に至るまで広い範囲にわたっている。特に、人間の活動による二酸化炭素等の温室効果ガスの急激な増加は、地球規模での気候変動を引き起こし、人間の生存基盤である地球環境にも深刻な影響を及ぼしている。

私たちは、日々の営みが環境に大きな負荷を与えていていることを自覚し、生活様式及び事業活動のあり方からまちづくりに至るまでを環境保全の視点で見直す必要がある。地域社会のすべての人々が、相互に連携し協力しながら、一人一人の力を「地域力」として結集し、低炭素社会を始め、環境への負荷が少ない社会の実現に向けて積極的に行動しなければならない。その不斷の行動により、未来の世代へ継承する良好な環境を育み、地域間交流や国際交流を通じて、環境の尊さを世界に発信する「環境先進都市おおた」を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、大田区（以下「区」という。）、区民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって区において良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるもの又はそのおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境への侵害であつて、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
- (3) 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に住む人、区内で働く人若しくは学ぶ人、区内に一時的に滞在する人又は区内を通過する人をいう。
- (4) 事業者 区内で事業活動（公益的な活動を含む。以下同じ。）を行うすべての団体又は個人をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区民等が健康で安全かつ快適な生活をおくることができる良好な環境を確保し、これを未来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならぬこと。
- (2) 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な地域社会を構築することを目的として行わなければならないこと。
- (3) すべての日常生活及び事業活動において、区、区民等及び事業者が常に相互に連携し、協力し合い、積極的に推進されなければならないこと。

(区の役割)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる施策を策定し、実施する。

- (1) 地球温暖化の防止及び低炭素社会の実現に関すること。

- (2) ヒートアイランド現象の対策に関すること。
- (3) 公害の防止に関すること。
- (4) みどり及び水辺環境の保護育成に関すること。
- (5) 自然環境及び生物多様性の保全並びに自然とのふれあいの推進に関すること。
- (6) 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に関すること。
- (7) 廃棄物の減量及び適正処理に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全を図るために必要な事項に関すること。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、次に掲げる事項に自ら努めなければならない。

- (1) 日常生活において、環境への負荷の低減に係る地球温暖化の防止、公害の防止及び自然環境の保全を図るなど環境の保全に配慮すること。
- (2) 前条の規定により区が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。
- (3) 他の区民等及び事業者と相互に協力し、地域の緑化、美化等の環境改善を図ること。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、次に掲げる事項に自ら努めなければならない。

- (1) 事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に係る地球温暖化の防止に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずること。
- (2) 第4条の規定により区が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。
- (3) 事業活動に関し、区又は区民等に対して環境保全に関する情報及び環境

への負荷に係る情報を提供すること。

(環境基本計画)

第7条 区は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

大田区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区は、環境基本計画を定めるに当たっては、区民等及び事業者の意見を反映

することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 前項に定めるもののほか、区は、環境基本計画を定めるに当たっては、第16

条の規定により設置する大田区環境審議会の意見をあらかじめ聴かなければな

らない。

5 区は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、当該環境基本計画の変更について準用する。

(区施策と環境基本計画の整合性)

第8条 区は、事務事業を実施するに当たっては、前条の環境基本計画との整合

を図るものとする。

(区民等及び事業者に対する要請)

第9条 区は、区民等及び事業者の活動が環境に著しい影響を及ぼすおそれのある

場合は、その行為者に対し、環境の保全について適切な配慮がなされるよう

要請を行い、報告を求めることができる。

2 前項の要請を受けた者は、速やかに区に報告しなければならない。

(資源の循環的な利用等の推進)

第10条 区は、環境への負荷の低減を図るため、区の施設の建設及び維持管理そ

の他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、区は、環境への負荷の低減を図るため、区民等及び事業者によるエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(情報の提供)

第 11 条 区は、環境の保全に関する情報を区民等及び事業者に対し、適切に提供するものとする。

(環境学習の推進)

第 12 条 区は、区民等及び事業者が環境の保全について理解が深められるよう、環境の保全に関する学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(区民等及び事業者の自発的な活動の促進)

第 13 条 区は、区民等及び事業者が行う自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(監視及び測定等)

第 14 条 区は、環境の状況を的確に把握するために、必要な監視及び測定を実施し、その結果を公表するものとする。

(国、東京都その他地方公共団体等との協力)

第 15 条 区は、環境の保全を図るために広域的な取組を必要とする場合は、国、東京都その他地方公共団体と協力してその取組の推進に努めるものとする。

2 区は、環境の保全を図るために必要がある場合は、大学又は研究機関と協力してその推進に努めるものとする。

(大田区環境審議会)

第 16 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定による区長の付属機関として、大田区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、区長の諮問に応じて、次に掲げる事項（他の付属機関の権限に属するものを除く。）を調査審議し、区長に対して答申又は提言をするものとする。
 - (1) 第7条の環境基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、区の環境の保全に関する基本的事項に関すること。
- 3 審議会は、区民、事業者、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員25人以内をもって構成する。
- 4 委員の任期は2年以内とし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(大田区環境公害問題対策会議条例の廃止)
- 2 大田区環境公害問題対策会議条例（昭和49年条例第17号）は、廃止する。